

## 「地域間連携・交流イベント助成事業」応募要領

### 1 本事業の趣旨

この事業は、中部広域圏（中部広域圏とは、沖縄市、うるま市、宜野湾市、北谷町、嘉手納町、西原町、読谷村、北中城村、中城村、以上9つの関係市町村を言います。）の個性豊かな地域特性をすべて「資源」として捉え、それらを有機的に連携させ、50万人都市圏にふさわしい中部広域圏の活性化に繋げていくことをめざし、中部広域圏内で連携・交流を行うイベントに対して助成する事業です。

### 2 本事業の対象

「中部広域圏の一体性を高め、広域的な地域づくりの推進に寄与するためのイベント」を対象とします。※現在、中部広域圏の団体等が連携して行うイベントの掘り起し等が課題となっています。

### 3 助成イベントの実施期間

事業は原則として、助成決定のあった日から平成30年2月末日までに完了するものとします。（事業完了報告書は、イベント終了後30日以内又は交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに提出してください。）

### 4 関係市町村の募集期間

関係市町村での告知日から平成29年8月25日（金）（予定）

※なお、関係市町村によって締切日の変更があります。

### 5 助成対象イベント

- (1) 関係市町村の団体が連携して行うイベント、もしくは交流できるイベント
- (2) 関係市町村の住民が主体的に交流できるイベント

※事業完了報告のとき、上記(1)(2)の連携・交流の実績及び効果をアンケートなどで分析・検証した資料の提出を求めます。

### 6 助成の対象団体等

- (1) 関係市町村
- (2) 関係市町村が推薦する団体

### 7 助成額

- (1) 関係市町村1市町村あたり30万円以内です。

※活用例：1イベントあたり10万円×3団体（合計30万円以内）の申請（活用）も可能です。

- (2) 複数の関係市町村が連携して開催する助成イベント又は複数の関係市町村から推薦を受けた団体が実施する助成イベントに関しては、関係市町村に交付する助成額を合算し助成を受けることができます。

※活用例：A市とB町とC村の3市町村で連携して行うイベントに対する助成金は最大で90万円となります。

- (3) 助成金の額は、助成対象経費合計額又は助成金額交付決定額のうちいずれか低い金額を上限とし交付します。
- (4) 国や県、市等の助成金等と本組合助成金を併用する場合は、他の助成金等との合計額が助成イベント事業費を超えない範囲で助成を認めます。

- (5) 寄付や協賛金、広告等の助成イベントに係る収入があり、その収入額が当初予算を  
超え余剰金が出た場合、その余剰金が次回以降の同様のイベントに充当される場合に  
限り繰越を認めます。余剰金が助成対象団体の団体運営費等に充当される場合は、当  
初決定した助成金額の減額及び助成の取消し、又はすでに支払った助成金の返還を求  
めることがあります。

8 助成対象団体の推薦及び報告日：平成 29 年 9 月 29 日（金）まで

9 本事業の流れ 別紙「助成スケジュール」参照

10 提出書類

(1) 推薦を受けたい団体が市町村へ提出する書類

- ① 各市町村長あての推薦依頼書（本事業実施要綱第 1 号様式）
- ② 事業計画書（本事業実施要綱第 4-1 号様式）
- ③ 収支予算書（本事業実施要綱第 4-2 号様式）
- ④ 団体概要（A4 サイズ）
- ⑤ 定款または規約（会則）
- ⑥ 会員名簿（イベントを実際に行う会員が 5 名以上確認できるもの）

(2) 助成金交付の申請時に提出する書類

- ① 地域間連携・交流イベント助成事業助成金交付申請書
- ② 事業計画書（本事業実施要綱第 4-1 号様式）
- ③ 収支予算書（本事業実施要綱第 4-2 号様式）
- ④ 推薦を受けた団体を説明する資料（推薦された団体のみ提出）
  - (ア) 団体概要（A4 サイズ）
  - (イ) 定款または規約（会則）
  - (ウ) 会員名簿（イベントを実際に行う会員が 5 名以上確認できるもの）

(3) 助成イベントの完了後に提出する書類

- ① 「地域間連携・交流イベント助成事業」助成金完了報告書（本事業実施要綱第 10 号様式）
  - ② 実績報告書（本事業実施要綱第 11-1 号様式）
  - ③ 収支決算書（本事業実施要綱第 11-2 号様式）
  - ④ 助成金充当経費の支出内容を証する書類（領収書や支出伝票等）の写し
  - ⑤ ポスター、パンフレット、チラシ、看板、冊子等の写し（特別後援名義が確認できるもの）
  - ⑥ イベントの様子が分かる写真、新聞記事など
  - ⑦ アンケート及びその集計、結果、分析を行った書類
- ※実績報告書、イベントの様子が分かる写真や新聞記事は、電子データ（電子メ  
ール又は CD-R 等）でも提出してください。

11 助成金の申請窓口：最寄りの窓口へお問い合わせください。

窓口となる関係市町村	住所	電話番号
沖縄市役所政策企画課	沖縄市仲宗根町26番1号	098-939-1212
うるま市役所企画政策課	うるま市みどり町1丁目1番1号	098-974-3111
宜野湾市役所企画政策課	宜野湾市野嵩1丁目1番1号	098-893-4411
北谷町役場企画財政課	北谷町字桑江226番地	098-936-1234
嘉手納町役場企画財政課	嘉手納町嘉手納588番地	098-956-1111
西原町役場企画財政課	西原町与那城140番地の1	098-945-4533
読谷村役場企画政策課	読谷村字座喜味2901番地	098-982-9200
北中城村役場企画振興課	北中城村字喜舎場426番2号	098-935-2233
中城村役場企画課	中城村字当間176番地	098-895-2131

12 その他：この要領に定めるもののほか地域間連携・交流イベント助成事業実施要綱の定めによるものとします。

13 お問い合わせ：中部広域市町村圏事務組合 広域連携課 担当：新田（あらた）

電話：098-929-1685、FAX：098-934-7470、E-mail：kouryu@chubukouiki-okinawa.jp

## 助成スケジュール

## ①関係市町村へ推薦依頼

市町村募集締切日  
平成 29 年 8 月 25 日 (金) (予定)  
※原則としてイベント開催日 2 か月  
前までに申し込んでください。

推薦を希望する助成対象団体は、推薦依頼書に、助成金交付申請書、事業計画書、収支予算書を添えて市町村窓口へ提出します。助成金交付申請書には代表者印を必ず押印してください。

※関係市町村の周知方法及び周知開始によって、締切日の変更があります。下記の市町村窓口へお尋ねください。

## ②実施団体の推薦・報告

推薦・報告締切日  
平成 29 年 9 月 29 日 (金)

①の期間で関係市町村にて受け付けた団体のイベント内容を審査し、関係市町村が推薦する助成対象団体及び助成金額が本組合へ通知されます。

## ③助成金指令書の通知

交付申請書收受後随時

関係市町村より推薦された助成対象団体へイベントの企画内容について再度確認後、本組合より助成金交付の決定が通知されます。なお、助成金は交付決定額の 10 分の 8 以内の概算払いができます。本組合へご相談ください。

## ④イベントの実施

事業計画書の実施日に基づき実施

実施の間、中部広域市町村圏事務組合を特別後援とし、また、助成するイベントに係るポスター、パンフレット、チラシ、看板、冊子等に必ず表示してください。

## ⑤イベントの完了報告

事業計画書の実施日に基づき実施

事業完了後、30 日以内又は助成金の交付決定があった日の属する年度の **3 月 15 日** までに本事業実施要綱に示す資料を提出してください。なお、収支決算書に係る領収書などは科目別に整理して提出してください。

## ⑥助成金額の確定通知

完了報告書検査後随時

事業完了報告書を検査し、対象経費等を精査し、助成金額確定通知がされます。

## ⑦精算

事業計画書の実施日に基づき実施

本組合にて実績報告、収支決算書、また、その他資料の助成金額確定通知書受理後、助成金交付請求書を提出してください。なお、助成対象団体は、会計帳簿その他の証拠書類を 5 年間保存してください。